

都ヘルスクラブ細則



第1項 **入** 会 **金 会 会 会 会**

A	入 会 金	会員資格保証金	合 計
個人会員	1,870,000円	1,500,000円	3,370,000円
家族会員	935,000円	750,000円	1,685,000円
法人会員(1名記名式)	1,870,000円	1,500,000円	3,370,000円
法人会員(2名記名式)	3,740,000円	2,100,000円	5,840,000円
法人会員(3名記名式)	5,610,000円	2,700,000円	8,310,000円
法人会員(4名記名式)	7,480,000円	3,300,000円	10,780,000円

В	入 会 金	会員資格保証金	合 計
個人会員	1,100,000円	600,000円	1,700,000円
家族会員	550,000円	300,000円	850,000円
法人会員(1名記名式)	1,100,000円	600,000円	1,700,000円
法人会員(2名記名式)	2,200,000円	1,200,000円	3,400,000円
法人会員(3名記名式)	3,300,000円	1,800,000円	5,100,000円
法人会員(4名記名式)	4,400,000円	2,400,000円	6,800,000円

特別法人会員	入 会 金	会員資格保証金	合 計
特別法人会員(1名無記名式)	2,200,000円	1,500,000円	3,700,000円
特別法人会員(2名無記名式)	4,400,000円	3,000,000円	7,400,000円
特別法人会員(3名無記名式)	6,600,000円	4,500,000円	11,100,000円
特別法人会員(4名無記名式)	8,800,000円	6,000,000円	14,800,000円

第2項 **年 会 費**

A会員1名につき年額250,800円、B会員1名につき年会費330,000円、特別法人会員1名につき年額330,000円といたします。

第3項 施設利用料金

会員は770円、ビジターは4,400円とさせていただきます。

会員紹介によるよるビジターは、会員1名につき1回3名までと致します。

第4項 年会費及び施 設利用料金等 会員 年会費は、毎年2月20日までに全額を前納していただきます。その他の利用料金については、

その都度お支払いいただきます。なお、年会費はいかなる場合も返還いたしません。

支払い ビジター その都度お支払いいただきます。

第5項 施設利用の範囲

会員、ビジターともクラブ内全施設をご利用いただけます。但し、施設によってはあらかじめご予約いただくか、あるいは ご利用時間を制限させていただく場合があります。

第6項 休 会

①会員の長期出張及び傷病その他本クラブが認める事由により、1ヵ年以上休会される場合は、休会届を事前又はその事由発生以後10日以内に、本クラブに提出していただきます。但し、休会届は最長3ヵ年間とし、それ以上の場合はその都度更新いただきます。

②休会中の会費として、1年につき年会費の12分の1をお支払いいただきます。未払いの場合は本会則第13条を適用し、除名とさせていただきます。

第7項 名義変更手数料

本会則第11条の会員資格譲渡に伴う名義変更手数料は、個人会員、法人会員共1名につき110,000円とします。

第8項 変 更 事 項 会員は、

会員は、住所又は、連絡先その他に変更のあった場合は、速やかにお届けください。

第9項 10年以内の 会員資格保証 金返還率 本会則第10条の特例に伴う会員資格保証金の返還率は、次のとおりといたします。

(1) 会員の死亡の場合 ……………会員資格保証金の……100%

(3) 傷病等により継続不可能な場合 ・・・・・・・・・会員資格保証金の・・・・・・90%

(4) 海外永住等により継続不可能な場合 ・・・・・・会員資格保証金の・・・・・80%

(5) 除名の場合 …………………………会員資格保証金の.……70%

第10項付 則 年会費、施設利用料金等については、経済情勢により変更させていただく場合があります。

第11項**改 定** 本細則の改正及び変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力は、すべての会員に及ぶものといたします。 令和1年10月1日

【入会金、年会費、施設利用料、名義変更手数料等には、消費税が含まれております】



